

税務課からのお知らせ

軽自動車税の減免申請

身体や精神に障がいのある方が所有する軽自動車などは、一定の要件を満たした場合、軽自動車税が減免されます。

申請は、納税通知書が届いてから、納期限の7日前(6月23日)までに申請書と必要書類を市役所に提出してください。

なお、申請は毎年必要です。昨年度に減免の申請をされた方も、改めて申請が必要になります。



軽自動車税（原動機付自転車・二輪車など）の税率変更が1年延期されました

平成27年度税制改正により、次の車種における税額の引き上げ時期が平成27年4月1日から平成28年4月1日に延期になりました。

車種	排気量など車両条件	税率	
		H27.4.1	H28.4.1
原動機付自転車	第一種	50cc以下（ミニカーを除く）のもの	
	第二種乙	二輪で50cc超90cc以下のもの	
	第二種甲	二輪で90cc超125cc以下のもの	
	ミニカー	三輪以上で、20cc超50cc以下のうち、輪距が0.5メートルを超えるもの	
軽自動車	二輪	125cc超250cc以下	
	雪上用	専ら雪上を走行し、660cc以下であるもの	
小型特殊自動車	農耕作業用	トラクターや田植え機で最高速度が時速35キロ未満のもの	
	その他	フォークリフトなどで最高速度が時速15キロ未満のもの	
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円

65歳以上の公的年金受給者の方の住民税特別徴収制度について

公的年金にかかる住民税(市・道民税)が特別徴収(年金天引き)されます。

詳しくは、6月中旬に発送する納税通知書をご確認ください。

■対象 前年中に公的年金を受給していて、平成27年4月1日時点で65歳以上の方（介護保険料が年金から特別徴収されていない方、平成27年1月2日以降に市外に転出された方などを除く）

■年金特別徴収の方法と時期

年金受給月	前年度から年金徴収が	
	1. 継続している方	2. 継続していない方
4月	2月と同額を各月の年金から天引き(仮徴収)	2分の1相当額を納税通知書で納付(個人納付)
6月・8月		
10月・12月	仮徴収分を引いた額を年金から徴収(本徴収)	残り2分の1相当額を年金から徴収
翌年2月		

※この制度は本市だけではなく、全国でも同様の取り扱いとなっています。納付書払いや口座振替などでの納付選択ができませんのでご理解をお願いします。



問い合わせ 税務課市民税係(名寄庁舎2階) ☎0165432111(内線3201・3202・3203)